

令和6年度厚生労働省行政事業レビュー(公開プロセス)

議　　題：両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）

開催日時：令和6年6月17日（月）15：00～15：55

開催場所：中央合同庁舎第5号館 専用第14会議室

出席者：石田委員、大屋委員、加藤委員、島田委員、関委員、松村委員（五十音順）

○総括審議官（行政改革推進室長）

それでは、定刻ですので、5つ目の事業であります「両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）」を始めます。まず、担当部局から5分以内で簡潔に説明をお願いいたします。

○雇用環境・均等局

雇用環境・均等局の千葉と申します。どうぞ、よろしくお願ひいたします。私からは、両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）につきまして御説明いたします。パワーポイントの資料がありますので、こちらを用いて説明いたします。まず、表紙の裏面になりますが、2ページを御覧ください。この助成金ですが、背景、目的につきまして、まず御説明申し上げます。現在不妊治療を受ける御夫婦は4.4組に1組、不妊治療によって生まれる子どもは11.6人に1人ということになっており、働きながら不妊治療を続ける労働者の方々は増加傾向にあると考えております。一方で、不妊治療と仕事との両立ができずに10.9%の方が退職しており、不妊治療と仕事の両立は重要な課題だというふうに認識しております。このため、厚生労働省といたしましては、不妊治療についての職場の理解を深め、不妊治療のための休暇制度などを利用しやすい環境整備に取り組まれて、労働者に休暇制度を利用させて離職防止に務めた事業主を支援するために、令和3年度から本助成金を創設し、実施しているところです。

この事業の概要です。不妊治療のために利用可能な休暇制度などを設けて利用しやすい環境整備に取り組んで、実際に、この休暇制度などを労働者に利用させた中小企業事業主が支給対象となっております。支給要件といたしましては、不妊治療と仕事との両立を支援する企業トップの方針を労働者に周知していること。また、不妊治療のための休暇制度などを就業規則などに規定して労働者に周知していること。また、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握を実施していること。また、不妊治療と仕事の両立についての労働者の相談に対応して両立を支援する両立支援担当者を選任していること。そして、不妊治療を受けていらっしゃる労働者の相談に応じて、それぞれの不妊治療と仕事の両立支援プランを策定し、プランに基づいて休暇制度などを合計5日ないし5回以上利用させていることという要件があり、この要件を満た

した場合には、30万円を支給するというようなことになっております。

また、これに加え、長期休暇加算と申しまして、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、現職に復帰させ、3か月以上継続勤務をさせたという場合には、さらに30万円を支給するということになっております。この助成金は、労働者の雇用の安定を図るために必要な事業だということであり、労働保険特別会計の雇用勘定で措置されております。

論点につきまして3点ありましたが、それぞれについて、この事業の見直しの方向性を申し上げます。まず周知の関係ですが、資料8ページを見ていただければと思います。この助成金ですが、この助成金を知っているかどうかということをアンケート調査したところ、一定程度認知されているという結果が出ております。一方で、不妊治療を受けている方々のおおむね半数の方につきましては、不妊治療を受けていることを職場に一切伝えていないという結果が出ており、事業主からしますと不妊治療と仕事の両立が自社の課題だという認識にはなかなか至っていないということが考えられるところかと存じます。このため、不妊治療と仕事の両立に関する周知、啓発におきましては、どの企業においてもこうした課題があり得ることを周知し、企業が実態を把握し、必要な人事制度の検討に資するような事例の提供など、実施したいと存じます。

また指標の関係です。11ページをお開きください。現在の長期アウトカム指標に加え、事業の効果を早期に的確に検証するために、短期アウトカム指標として、この助成金が労働者の就業継続を図る契機となったかどうかということを把握していくことを設定したいと存じます。

予算の関係ですが、12ページをお開きください。予算規模については、実績を踏まえたものにしたいと存じます。また併せて、申請に対する負担軽減を図り、執行率の改善を図ってまいりたいと存じます。私からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ありがとうございました。それでは、質疑応答に移ります。担当部局より論点、見直しの方向性等を示されておりますが、これらも念頭に置いていただき御議論をお願いしたいと存じます。なお、コメントシートにつきましては議論の状況を踏まえて御記入いただきたいと存じますが、目安として15時半から15時40分辺りを1つの目安に置いていただき、御議論いただければと存じます。それでは質疑応答に入りますので、発言のある方は挙手をお願いします。では、お願ひいたします。

○加藤委員

御説明ありがとうございます。加藤です。今御説明いただいた概要ですが、3点ほ

ど伺います。1つ目の論点のところで、周知のお話がありましたが、やはりこういった制度をどれだけ周知するかというのはいろんな事業で論点になるところかなと思っております。事業者と労働者の双方に対して、今後どういう形で、より周知を図っていくかというところを、1点目としてお答えいただければと思います。

2点目は、この助成金は環境整備等々に掛かるコスト相当として支給がされるわけですが、これは1回限りの支給と理解しております。効果を、より高めるために、例えば複数回の支給をすることも、何らかの仕組みをつくってやっていくことも1つの方法かなと思っておりますが、そういう方法に関して何かお考えがありましたらお聞かせいただければと思います。

3点目は、制度自体の話です。中小企業が対象かと思いますが、より広げていくためには中小企業、事業主からもう少し広げていくことも1つの方策かと思います。そういう方策に関して、何か方向性がありましたらお聞かせいただければと思います。以上3点、よろしくお願ひいたします。

○雇用環境・均等局

ありがとうございます。まず、1点目の事業主や労働者に対する周知について、どういうふうなことをやっていくのかという点ですが、資料19ページを見ていただきたいと思います。私どもは不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業という事業を実施しております。こうした中で、人事担当者などを対象とした研修会を実施したり、また制度導入にあたってのマニュアルやハンドブックを作成しております。特に、企業向けという意味では、この研修会とか、導入マニュアルが該当するかと思います。また、労働者や労働者の周囲にいらっしゃる上司や同僚の方々向けには、サポートハンドブックを用意しております。また、これに加えて特に比較的若い方などを念頭に、雑誌等への広告掲載など今後はできないかということを検討しております。このような事業を通して、より広く周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、複数回の助成金の支給などについて、どう考えるかという点です。まず、企業に、こういう不妊治療と仕事の両立に困っている方が社内にいらっしゃるかもしれないという前提の上で、より多くの企業にこういった制度を導入していただきたいと考えておりますので、むしろそういうことに注力した制度として実施していくことを、現時点では考えております。

次に、中小企業に向けて広げていくための方策など何かあるかという点です。これも冒頭で申しましたような研修会や啓発資料などがありますので、こういったものを使いながら中小企業にもターゲットを当てながら、私どもの事業を知っていただくこともていきたいと考えております。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

お願ひいたします。

○加藤委員

ありがとうございます。3点目については、そもそも制度の対象を、中小企業の事業主からもう少し広げることも、この制度、事業を皆さんに知ってもらい、使っていただけるチャンスが増えるのではないかという趣旨の質問ですが、いかがでしょうか。

○雇用環境・均等局

ありがとうございます。先生のおっしゃるような視点は非常に重要だと感じております。助成金制度全般に言えるかもしれません、やはり中小企業の場合は、なかなか人事担当も十分にいらっしゃらないという中で、助成金なども使っていただきながら企業の制度導入を図っていただくというところがあろうかと思いますので、先生の御意見も非常に重要だということは重々分かっておりますが、中小企業に対する対策は、やはり今後とも必要だと考えております。

○総括審議官(行政改革推進室長)

加藤委員、お願ひいたします。

○加藤委員

御回答ありがとうございます。まずは一通り広めてから、また、その後どうなるかという話で、私も伺ってしまいましたが、まずは一時的なところでやられていることを理解いたしました。この事業自体は、私自身は大変重要だと思っている前提で、より効果を高めるためにどうしたらいいかという観点でお伺いしましたので、今後しっかりと皆様に支えていただければと思っております。ありがとうございました。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

引き続き、御質疑いただきたいと存じます。いかがでしょうか。では、松村委員、お願ひします。

○松村委員

まず、この事業ですが、導入支援であり、継続的にずっと続けていくという、継続的にサポートする事業ではないわけですね。そうすると、これは原理的には、最初に導入されればその後は、ある意味自然体で維持可能だということがあって初めて意味がある事業だと思います。実際に、十分意味があり得ると思うのですが、こういうことをして労働者をサポートする企業だとすると、これだけ人手不足の中で定着率も

上がるでしょうし、やはり採用でも有利になるということがあり、実際に1回入れてしまえば、その後、企業が自分で頑張ってやる十分なインセンティブが期待できるものだという立付けだと私は理解します。

そうだとすると定着は、一旦就職すれば確かにサポートが付いていることで定着してくることがあると思いますが、労働者が企業を探すときに、こういうことで手厚いサポート、これだけではないと思いますが、介護など、いろんなことでサポートも含めてということだと思いますが、こういう手厚いサポートのある企業であることが分かりやすく労働者に周知されることが、この事業にとって、とても重要。そうすると、この場合の広報や周知のときには、そのような観点も必要なのではないか。つまり、労働者に、こういう制度を導入して、労働者に手厚く寄り添う企業ですということが労働者にうまく伝わることを、広報というと変ですが、先ほどの話でいうと「労働者への」というときには、その視点も重要なと思います。

ただ、この事業だけでやることではなく、ほかの介護支援など、総合的にやるものですから、このレビューでいうことではない気もするのですが、その点が周知や広報というときには、そのような視点がもう1段入ってもいいと思いました。でも、これはコメントですので回答は不要です。

次に、長期加算です。ほかの制度、ほかの障害、離職につながるようなものを除くというのは分かりやすいのですが、不妊治療で長期加算というのは、どれぐらい意味があるのかが私にはよく分からなかった。現地視察のときに企業の方もそんなことをおっしゃっていた気がするのですが、これは、実際に広く使われていて、使っているほうからも高く評価されているものなのでしょうか。あるいは、もし、この不妊治療との両立ということだとすれば、このお金を別の方たちの加算に使えないかという検討の余地はないのでしょうか。

また全く違う質問をして申し訳ありませんが、ニーズの把握です。現地ヒアリングでも、これが結構ハードルだったということで、ニーズも把握しないのに制度を入れても意味がないということは確かにそのとおりですし、ニーズをきちんと聞かなければ良い制度がつくれないというのは分かりますが、一方で、かなり機微な個人情報にも関わるもので、申請時に、これを強く求めるとハードルになりかねないと懸念しました。かなり包括的にいろんなものに使えるという制度をつくり、これも対象ですということを労働者に十分伝えられることがあったとして、でも実際には、小さな企業で当面不妊治療で使う人がいなかつたとしても、それはそれで、導入は意義があるかと思ったのですが、これはやはりどうしても要件として課さなければいけないものなのかについて、もし何かお考えがあれば教えてください。以上です。

○雇用環境・均等局

ありがとうございます。長期加算につきましては、不妊治療と言いますのは個々人

よって治療の方法なども非常に多様だと承知しております。中には仕事を休業して治療に専念される方も相当数いらっしゃることも聞いております。このような状況の中で、長期に休暇を取っていただくためには、それなりのいろんな手当でも社内で必要になってくるかと思いますので、そういったことに着目して、やはりそれでも仕事を辞めることなく継続勤務をしていただくための休暇加算という制度も入れているところです。

ニーズ把握については、なかなか要件として難しく、厳しいのではないかという御意見を頂戴したところですが、実際に企業の中でどういう制度に取り組まれていくかというときに、どういう実態があるのかということを把握していただくところは非常に重要になってくるかと思っておりますので、そういったことも踏まえ、このようなニーズ調査を要件にさせていただいているところです。

○松村委員

まず長期に関して、20日ですよね。それで、20日間休めることがすごく有り難い人の割合はどれぐらいなのでしょうか。つまり、そういう人は一人もいないというつもりはありませんが、わざわざ、ほかのものと同額の加算とするぐらい、とてもニーズが大きいもので、しかも20日あれば大丈夫というのが、どれぐらいの割合があるのでしょうか。

○雇用環境・均等局

すみません。割合については、把握できておりません。

○総括審議官(行政改革推進室長)

松村委員、引き続いてはよろしいですか。

○松村委員

はい。

○総括審議官(行政改革推進室長)

分かりました。島田委員から質問をお預かりしていますので、私から紹介をさせていただきます。2点です。1点は、この事業の対象についてです。中小企業なのか、それとも規模にかかわらず法人であれば対象なのか、という、この事業の対象に関する御質問が1点目です。

2点目は、この制度の活用性の事業者を増やすために、先ほど企業への働きかけの話がありましたが、地域の地方自治体などと連携をするということはお考えなのか。あるいは実践があるのかどうか、この2点についての御質問です。よろしくお願ひし

ます。

○雇用環境・均等局

どうもありがとうございます。まず、この助成金の支給対象ですが、中小企業に対してで、法人の単位ということで支給をさせていただいております。

地方自治体との連携の関係ですが、直接的に特定の自治体との連携は、現状ではできておりません。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

島田委員、今のお話を踏まえて、追加の御質問等々がありましたらお願ひいたします。今の島田委員に対する担当部局からのお答えは、別途、テキストでお送りいたしますので、それをまず御覧いただき、それを踏まえてまた御質問等がありましたらお願いをいたします。ほかにいかがでしょうか。それでは、関委員、お願ひいたします。

○関委員

御説明、ありがとうございました。不妊治療を受けた研究者が身近におりますので、その経験も踏まえて発言させていただきます。松村先生の御発言に賛同することも多く、少し追加する形になります。一部コメントでもあります、内容について、事務局からの御意見を伺えればと思っております。

不妊治療の両立支援策は非常に重要だと思っておりますが、まだ十分に事業が利用されていない点を少し懸念しております。スタートしたばかりの事業ですし、利用者を増やすために広報などに力を入れるとともに、もしかすると事業そのものを利用しやすくなるように、更に見直しが必要ではないかと思っております。例えば、支給決定件数が目標値を下回っている理由として、不妊治療を受けていることをなかなか職場に伝えられない人が多いからではないかといった分析をされておりますが、それが執行率が下がった主な理由なのか、それとも、そもそも制度が利用しづらいものだからかといったことを、更に調査・分析し、制度改革につなげていただければと思っております。

先ほど松村先生から、休暇制度は 20 日以上連続して労働者に取得させるのはどうかという点についての御意見がありました。私自身も 20 日以上連続して取得したい労働者が、取り分け働き盛りの女性のみならず、男性もそうですが、そういう年齢の人たちにとってはハードルが高く、そういう休暇を望む者がどれだけ多いのかということは疑問に思います。例えば、休暇期間を 20 日ではなく、5 日や 10 日といった形で短くしたり、逆にそういう休暇を望む方については、復職後 3 か月の継続勤務が困難な場合もあるかもしれませんので、1 か月継続したら 10 万円、2 か月継続したら更に 10 万円など、そういう小刻みの支援というのは、導入する側にとっては大変

ではありますが、不妊治療というのは細かく、たくさん日の日数を休むという必要がある治療ですので、実際の治療日以外にホルモン治療を受けたり、朝行ったり、夜行ったり、いろいろな形での治療が必要な中で、もう少し小刻みの休暇が取りやすい形になると利用者も増えるのではないかと思っております。

こうした点に加え、成果指標をどのように設けていくかが難しいこととなります。例えば、就業継続を成果指標で見る場合も、不妊治療を行った者、支援を受けて行った者、又は不妊治療を行わずに妊娠した者、それらを比較して目標値を設定していくかないと、なかなか現実的な目標値は見えにくいのではないかと思いました。

それに加えて、これは本事業に加えての話ですが、保険適用も含めて不妊治療の支援策は、更に制度改革が必要ではないか、そして積極的に推進すべきではないかと思っております。他方で、次の点について、男女双方に社会の理解の促進を図るために情報提供をして、子供を妊娠しやすい制度改革を推し進めていただきたいと思っております。

次の点と申しますのは、1点目は、いかに医療制度や医療技術が発達して社会制度が変わったとしても、人間の体は大きく変わるものではありません。そうすると、やはり少しでも早く、不妊治療も含めた妊活を始めたほうが出産に結び付きやすいという点の情報提供は必要ではないかと思います。もう1点は、妊娠に適した時期というのは、男性にとっても女性にとっても、仕事において非常に忙しく、ある意味、無理をする年代です。こうした中での両立支援策というのは非常に重要であると思っておりまし、それによって研究が続けられたという話があります。そうだととも、子供を育むための母体や、その環境づくりなしには子供は授りませんので、その重要性を周知すると同時に、そのための可能な環境づくりを進めていただくことが必要ではないかと思っております。

研究者は非常に自由な職業なので、朝休んだり夜休んだり、途中で抜け出したりしながら不妊治療を実施することが可能です。ただ、それがやりやすいがために、逆に仕事も休まず行ってしまって、結局出産に至らなかつたという話も聞いております。この両立策を進めるに当たっては、世の中に周知していくことが重要ではないかと思っております。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

本事業に関わりのあるお話をとして、まずお答えをお願いいたします。

○雇用環境・均等局

御指摘の中で、成果指標についての御示唆もいろいろと頂戴してありがとうございます。例えば、アンケート調査などで状況を把握したりということをやっておりますが、そうしたときに不妊治療を行っている方、行っていない方というのを細かくお

聞きするというのも、事業の効果を図る上で非常に重要だと思った次第です。一方で、このテーマが非常に機微なものという中で、どこまで詳細な個人情報に踏み込んで状況を把握できるのかというのは、いろいろと悩ましい部分もあるかと、私どもも思っております。なかなか難しい部分もあるのかなと感じた次第です。

それから、更にこの事業を知っていただく上で、いろいろなことを含めてやっていく必要があるということでの御指摘でした。できるだけ若いうちから不妊治療あるいは妊活といったものについても周知することは必要ではなかろうかという点について、先ほども申し上げましたけれども、若い方がお読みになるような媒体に、こういった情報も掲載していくような形で、何かしら私たちの政策内容について、しっかりと周知して受け止めていただけないかということも現在検討しているところです。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

関委員からお話があったのは、この制度よりも、もう少し大きなお話ですね。不妊治療自体についての在り方とか、いわゆる母子保健的なお話も含めて広く社会の中で理解を得ていくような取組が必要だ、というお話については、この事業そのものというよりは、この事業よりもっと大きな視点のお話かと思います。私どもも、医療という観点での関わりも当然ありますし、子供を育み育てていく環境を整えていくというのは政府全体、特に、こども家庭庁という役所もできて、今、様々な取組を進めています。こういった役所とも連携しながら取り組んでいく課題だと思っていますので、この事業はこの事業として、より大きな環境なり意識に対する働き掛けという点は、省全体あるいは、こども家庭庁と連携して行っていきたいと思います。ありがとうございます。引き続きの御質問等々がありましたら、お願いいいたします。

○関委員

ありがとうございます。先ほどの私の発言は、決してこれを進めるべきではないということではなく、逆に非常に進めていただきたいと思う上で、いろいろと連携して御検討いただければといったものでした。確かにお話にもあったように、不妊治療のことは非常に機微に関わるもので、それについてのアンケート調査などをして、話にくいといったこともあるかと思いますが。これは肌感覚でしかありませんが、5年前、10年前、又は3年前と今では、不妊治療に対する社会の意識やメディアでの取り上げ方は大きく変わってきたいるのではないかということも感じております。ですから、日々の社会の変化に応じていろいろな形で調査をして声を拾っていただければと思っております。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ありがとうございます。大屋委員、お願ひします。

○大屋委員

御説明、ありがとうございました。長期加算については、いろいろ御指摘もあったところだと思いますけれども、それ以外の面でも、やはり少し、どうにも使い勝手が悪いというか、入ってきにくい制度設計になっているのではないかという印象を持っています。不妊治療というのは非常にデリケートで、なかなか人に言いにくい状況である中で、まずは希望調査から入ると。それに労働者が正直に答えると、なかなか歯車が動いてくれない。しかも、それが最終的に利用までいかないとお金にならないというところが、ちょっとつらいのかなと。ある程度、空振りに終わるかもしれないけれども、取りあえず制度整備をされる段階で、一定の金額を給付して利用実績が上がったらプラスでやりましょうという形にしたほうが、事業者も単独のイニシアチブで動きやすいだけに制度が利用されやすいのではないかという印象をひとつ持ちました。それが1つです。

もう1つは、こういう制度があつて制度を導入してくれると会社にとってもいいことがありますというように、労働者側から働き掛けるきっかけになると思うのです。対象者としては、特に相当年齢の女性の方々を中心に広報していくことが非常に重要なことだと思います。その上で細かいことを申し上げると、雑誌というのは、もう人が読まないメディアになっています。この30年ぐらいで、月刊誌の売上げは約4分の1、週刊誌は5分の1になっています。もう激減していて、事実上崩壊している市場ですから、やはり対象層のことを考えると、SNSやインターネットの活用をお考えになったほうがよろしいのではないかと思いました。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

今の点に関して、何かありますか。

○雇用環境・均等局

先生のおっしゃるように、まず制度を導入して、そこで助成をする。そして、利用者が出てから、また助成をするということも、なるほどというように思ってお聞きしたところですが、現状としては、実際に制度を作っていたいものの、なかなか利用されないということは、これにかかわらずですが、一般的にある話もあります。この助成金に関しては、こういう内容であるがゆえに、企業の側にも、よく状況を御承知いただいて実績をしっかりと上げていただくところに視点を置いた形でやらせていただいております。引き続き、この形でやっていくことが必要ではなかろうかと考えております。

雑誌に関しても、ありがとうございます。そうではない形でもやることができない

ものか、よく検討して対応していきたいと考えております。

○総括審議官(行政改革推進室長)

とりあえず、よろしいですか。大屋先生、ほかにありますか。

○大屋委員

制度の方向性については、じっくり御検討していただければと思いますけれども。例えば割合で 1%とか 2%しかいないようなものについて、全事業所で制度づくりをしたら空振りばかり増えて無駄な助成金を払うことになるというのはおっしゃるとおりですが、御説明いただいた資料の中で、夫婦全体の 4.4 組に 1 組はもうやっているという状況があるということです。そうすると、下手をすると 5 人ぐらいの労働者がいれば引っ掛かる可能性があるということに相当する状況なのですね。その場合の効率性としては、どうなのかというのは御検討いただいてもいいのではないかと思いました。それだけです。特に御返答は結構です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

島田委員からお預かりしている質問を、御紹介させていただきます。前半で 2 点の御質問がありましたが、それに関連する話が 1 つで、この事業の対象の話です。中小企業で法人単位だ、という話は先ほどの御回答にありました、それでは大企業は対象になるのかならないのか、という点についての質問が 1 点目です。

2 点目の質問は、執行率の低さが、島田委員としては気になるということです。利用企業数を増やすためのお考えはどういうものなのか、例えば支給要件のハードルを下げる、あるいは 1 件当たりの支給金額を上げるなどの対応について検討されているのか、というお尋ねが 2 点目です。以上、2 点についてお願ひいたします。

○雇用環境・均等局

まず大企業については、この助成金の支給対象にはなっておりません。それから、執行率を上げていく上で考えていることですが、この助成金についてもっと知りたいというところを、もう少し積極的にやっていくことは必要だと私どもも思っており、いろいろな形で周知を図っていきたいと考えております。また、使い勝手のよい助成金制度として、要件などもしっかりと精査をして執行率を上げていきたいと考えております。

○総括審議官(行政改革推進室長)

島田委員、今の点について、いかがでしょうか。

○島田委員

本当にこの事業で何をしたいのかということが、もうちょっと明確になるといいのではないかというのが、先生方の御質問や、そこの議論を聞いていて思いました。これはすごくいいことだと思います。しかし、執行率が低く、認知度もそれほどでもない中、でも出生率 4.4 組に 1 組、11.6 人に 1 人という状況で、国としてどういうことをしていきたいのかと考えたときに、支給の金額というよりは、やはり大きな企業でもこういったものができるようにしていくということで、認知度だったり、あるいは本当に幸せなお子さんを持って働く方が増えるとか、そういうことも必要になってくるのかなと思いましたので、別に反対とか、範囲を広げてというよりは、もう一度、一体何を達成したいのかというところを考えられてもいいのではないかと感じました。これはコメントですので、お返事は要らないです。ありがとうございます。

○総括審議官(行政改革推進室長)

島田委員、ありがとうございます。引き続き御質疑を賜りたいと思いますし、コメントシートの記載を、どうぞよろしくお願ひいたします。45 分あたりを 1 つの目安にして、どうぞよろしくお願ひいたします。では、引き続き石田委員、お願ひします。

○石田委員

いろいろな意見が出ている中で、私自身も不妊治療と仕事の両立を何とか守ってあげることが大事だということの中での質問です。今は、ややもすると、子供を産まなければいけないのではないかとか、産むことが求められているのではないかというところに、逆の意味で振られてしまうところもあって、こういう制度の導入というのはとても難しいと思うのです。

他方において、中小企業で働く人が日本の 8 割とか、企業数では 9 割を超えてくるという中で、中小企業の中での健康経営をどういうようにアプローチしていくのかというのが、不妊治療にはかかわらず非常に重要なテーマだと思っているのです。その中で御質問です。企業の側で不妊治療に関する認知、知識やリテラシーを上げたり、周りの寛容性ですね。ただでさえ、育休を取ったりするだけでも「休みやがって」というような目が、いまだにあるような日本で、あるいは介護などの休み方などでも、いろいろなフラストレーションが出来てしまうのは、中小企業ならではだと思うのです。この辺りについて不妊治療という切り口で、何か対策されていることはありますか。

○雇用環境・均等局

15 ページを開いていただければと思います。次世代育成支援対策推進法に基づいて、企業には行動計画を策定していただいている。この中で、令和 3 年に内容の見直しをし、不妊治療を受ける労働者に配慮した措置を実施することを目標として立てて

いただけけるような項目立てもして、こういった課題に企業も幅広く気付いていただけ
るよう、制度改正をさせていただいたところです。

また、こちらには資料が付いていないのですけれども、認定制度といって、企業に
おいて非常に優れた取組を行っていただいているような場合には、優良だということで
認定させていただくということもやっております。現在は、まだ全国で 100 社に達
していないところかと思いますけれども、こういった政策も使いながら不妊治療と仕
事の両立を推進しているところです。

○石田委員

ありがとうございます。少子化対策なのか、働き方改革なのか、多様性のある生き
方なのか、いろいろな意味でいろいろな切り口があると思うのですけれども、今おっ
しゃったような不妊治療に対する世の中のムーブメントを起こしていく牽引役だと考
えるのであれば、先ほどから委員の方々がいろいろとおっしゃっているとおり、とも
かく入れてもらう、認知してもらうというところに力を掛けることも必要ではないか
というのは改めて思ったことです。

あと、それを周知するために、女性の雑誌に出すというところがシートに書いてあ
ったのですが、なぜ女性で 20 代、30 代に限定して表記するのだろうというのが非常
に疑問でした。むしろ雇用主などの年齢層、あるいは不妊に関しては男女ともにの問
題なので、もし広報して、この辺の全体での認知をもう少し広げてもらうとするなら
ば、やはりこういう一つ一つの言葉の中にも魂が宿っているので、そういうところの
視点からも少し考えていただいたほうがいいと思いました。コメントだけですので結
構です。以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ありがとうございます。まだ御質疑がおありでしたら頂戴しますし、コメントシー
トも先生方から頂きましたので、大屋委員との調整に入ることができればと思います
が、いかがでしょうか。よろしいですか。では、大屋委員とのとりまとめコメントの
調整に入ります。しばらくお時間を頂戴します。

(とりまとめコメント案作成中)

○総括審議官(行政改革推進室長)

それでは大屋委員、よろしいでしょうか。少しゆっくりめにお話いただければとい
うご要望を頂いておりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

○大屋委員

私がゆっくり話して成功した試しがないのですけれども頑張ります。とりまとめのコメント案を御紹介いたします。

不妊治療を希望する男女は増えており、働きながら不妊治療を受ける労働者も増加傾向にある中、仕事との両立ができずに仕事を辞めた者は1割を超えるなど、不妊治療と仕事の両立支援は少子化への対応や職場環境の整備という意味でも、重要な課題である。

本事業は、こうした背景から創設された企業による不妊治療との両立の取組を支援する助成金であるが、不妊治療を受ける労働者の多くがその事実を職場に伝えていないという実態がある。不妊治療に利用可能な休暇制度等へのニーズはあるものの、企業の側で労働者の不妊治療と仕事の両立に係るニーズを十分に把握し切れていないこと等により、結果として助成金の申請が低調で予算の執行率も低い状況にあると考えられるが、制度自体に利用しにくい点がないかについても検討する必要がある。

このため、まずは不妊治療に直面する前の段階で、企業内における不妊治療への理解を深めていくことが必要であり、例えば、その段階で助成を行うことを含め、事業主による企業内での意識醸成に向けた取組への支援を強化することも効果的と考えられる。

また、不妊治療の両立支援制度を設計する段階で企業がプライバシーに踏み込むリスクを踏まえれば、本事業と同じ構造を持つ別の支援制度と包括的に離職を防ぐ制度を整備する方法も考えられるのではないか。

さらに、現行では、長期アウトカムとして就業継続の割合のみにスポットを当てているが、例えば助成制度を活用した休暇制度等の選択肢が取れるという権利を持つことの労働者の安心感や働きやすさの観点から、短期のアウトカムを設定することについて検討すべきである。

また、成果指標として就業継続を見る場合も、不妊治療を行った者、不妊治療を行わず妊娠した者等を比較して、目標値を設定する必要があるのではないか。

併せて、本助成金による休暇制度等の着実な導入に向けて、企業の人事労務担当者等を対象としたセミナー事業等と連携して本助成金の活用を働きかけるなど、事業主に対する周知方法を工夫する必要がある。

また、労働者に対しても不妊治療に関連する制度に対する認知度を高めるため、男女限らず、年齢層も広く浸透するよう、SNS等の活用を含めた広報・周知活動を戦略的に行う必要がある。

さらに、実績も踏まえた予算規模としつつ、事業主の助成金申請に対する負担を軽減するため、助成金申請に必要な書類の見直しを行うとともに、利用しやすい制度となるよう要件の見直しについても検討すべきである。

以上です。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ただいまのとりまとめコメント案について、御意見等々がありましたらお願いいいたします。では関委員、お願ひします。

○関委員

2点あります。1点目は、私の能力が不足しており、はっきりどこだとは言えないのですけれども、離職を防ぐ制度という話に関連したところで、何か1点足りないのではないかと思ったところがあったのですが。

○大屋委員

「本事業と同じ構造を持つ別の支援制度と、包括的に離職を防ぐ制度を整備する方法も考えられるのではないか」ではないですか。

○関委員

ありがとうございます。その点で、離職を防ぐ制度だけではなく、休暇を取りやすくするなど、いろいろな観点を含めて休みやすい制度が必要というお話になったのではないかと理解したのです。つまり、松村委員などがお話をされたのは、不妊治療だからという制度ではなくて、もっとより包括的な制度を作ることによって、より休みやすくするというお話をされたのです。ですから離職の観点だけではなく、その点も含めて記入していただけるとどうかと思いました。それが1点です。

もう1点は、本事業と直接関わりがあるわけではないのですけれども、最後に私の方でコメントさせていただいたのですが、やはり制度全体についての、この事業を超えた全体の制度の中で、いろいろなことを検討していく必要があるという点は、性質上入らないものなのでしょうか。

○大屋委員

2点目については、この事業単独のコメントとしては書きにくいのではないでしょうか。また、前者も、この事業のスコープを超えているところが少しあります。これはあくまでも不妊治療を対象とする事業ですので、全体として休暇が取りやすくなれば、そこに隠れてやりやすくなるのはよく分かるのですけれども、そのことを書き過ぎるのもどうかという感じで、現状のものを御提案しているという段階です。

○関委員

どういった書きぶりがよいかというのは最終的には先生にお任せいたしますが、私自身は、より一般的に取りやすい休暇というのが非常に重要ではないかと思っております。そういう点も今後、御検討いただければと思っております。

○大屋委員

すみません。その点は御一任いただければと思います。

○総括審議官(行政改革推進室長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。国の制度全般に関する御意見もありましたので、そういうお話は、この場で出た御意見ということで事務局にてお預かりさせていただきます。また、本とりまとめ案の取扱いについては座長に御一任いただければと存じますが、よろしいですか。

(各委員了承)

○総括審議官(行政改革推進室長)

ありがとうございます。では、そのような取扱いで御了解いただいたものとして扱わせていただきます。

以上をもちまして、本事業は終了とさせていただきます。ここで次の事業の準備と合わせて 10 分間の休憩といたします。次の事業は 16 時 5 分からスタートさせていただきます。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

(休憩)